

川上村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 6年度の人件費率
6年度	人 1,188	千円 3,585,507	千円 225,567	千円 665,799	% 18.6	% 11.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 50	千円 178,555	千円 35,091	千円 71,071	千円 284,717

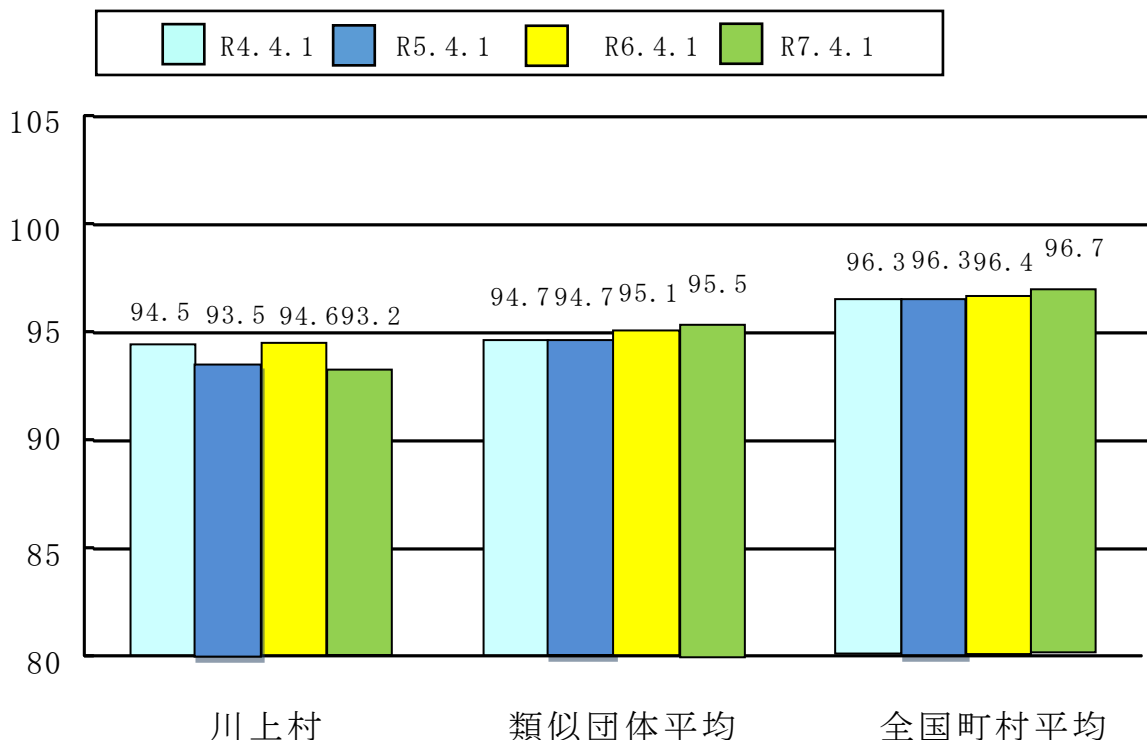
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,694	千円 5,693

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
7年度	円	円	15,014円 (3.62%)	%	%	%
	429,494	414,480		3.62	3.62	3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
7年度	月	月	月	月	月	月
	4.65	4.65	0.05	0.05	0.05	4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当支給地域対象外のため、支給なし。

③その他の見直し内容

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川上村	45.0歳	330,635円	398,398円	398,398円
奈良県	41.9歳	321,998円	416,833円	380,912円
国	41.9歳	332,237円	414,480円	—円
類似団体	41.3歳	309,914円	360,723円	341,455円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
川上村	—	1人	—	—	—	-	-	-	-
うち学校給食員	—	0人	—	—	—	調理師	45.3歳	277,100円	-
うち用務員	—	1人	—	—	—	用務員	50.2歳	220,200円	-
奈良県	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,703人	294,567円	337,907円	—	-	-	-	-
類似団体	47.5歳	2人	271,125円	306,241円	290,441円	-	-	-	-

参 考

区 分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川上村	6,403,276円	-	-
うち給食調理員	-	-	-
うち用務員	-	-	-

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表しない(2人以下の項目)

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		川上村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	185,700円	-
	中学卒	-円	-円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,000円	-円	373,400円	384,300円
	高校卒	258,800円	-円	367,600円	359,100円
技能労務職	高校卒	-円	-円	-円	-円
	中学卒	-円	-円	-円	-円

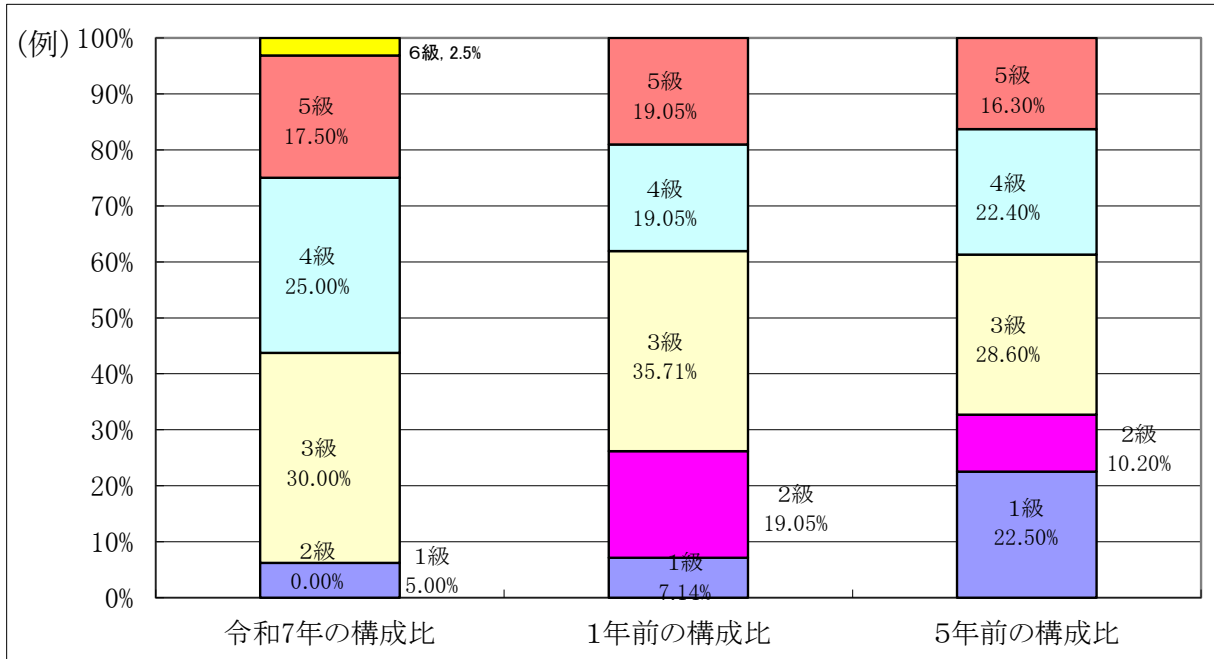
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

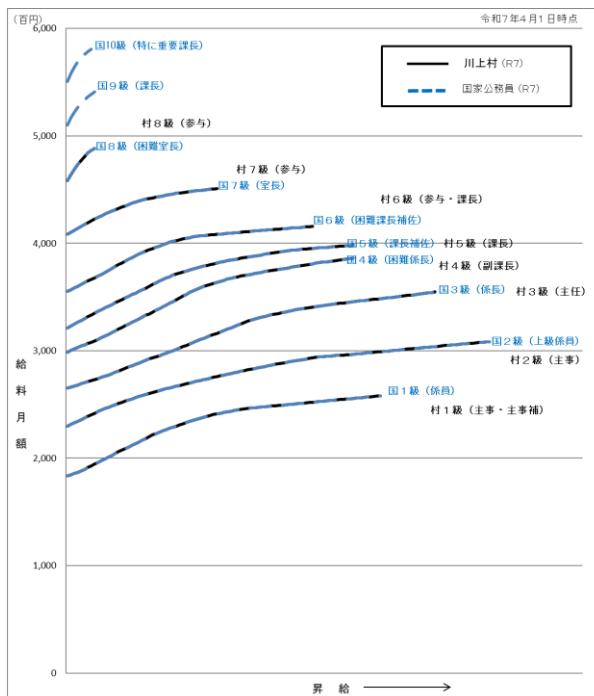
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	2人	5%	183,500円	258,100円
2級	相当高度及び高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	20%	230,000円	308,500円
3級	主任の職務	12人	30%	265,300円	354,700円
4級	課長補佐の職務	10人	%	円	円

			25	298,800	386,100
5級	課長の職務	7人	17.5%	295,400円	394,000円
6級	総括課長の職務	1人	2.5%	355,200円	415,700円

(注) 1 川上村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（川上村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川上村	奈良県	国
1人当たりの平均支給額(令和6年度) 1,528 千円	1人当たりの平均支給額(令和6年度) 1,568 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（川上村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				

	標準、下位の成績率			
	標準の成績率のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

川 上 村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～30%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
一人当たり平均支給額 856.4千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

※川上村においては地域手当支給（制度）はありません。

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0 %	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		4,585 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		199,348 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		41.1 %	
手当の種類（手当数）		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
村税事務手当	左の事項に従事する職員	税金徴収	(本俸/25)×(20/100)月額
診療業務手当	〃	左の事項の業	580,000円
伝染病防疫作業手当	〃	務	1日5,000円以内
死亡人・行旅病人死亡人の取扱手当	〃	〃	〃
河川巡視業務手当	〃	〃	1回3,000円以内
スクールバス運転業務手当	〃	〃	1月30,000円以内
狂犬病予防、野犬等有	〃	〃	1日500円
害鳥獣捕獲手当	〃	〃	〃

木材加工用機械作業手当	〃		1月 10,000円
し尿浄化槽の維持管理業務 手当	〃	〃	1日 5,000円以内
おてったいさん業務手当	〃	〃	1回 500円
防災業務手当	〃	〃	1月 50,000円
簡易水道事業手当	〃	〃	1日 500円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	9,471	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	379	千円
支給実績（令和5年度決算）	8,603	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	260	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 3,000円 ・ 22歳未満の子 11,500円 ・ 扶養親族 各6,500円 ・ 16歳～22歳の子 1人毎5,000円加算 	同じ	—	5,488千円	203,260円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家 家賃に応じて27,000円以内を支給 	同じ	—	2,489千円	207,417円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車等の使用者 距離区分に応じて55,000円以内を支給 	同じ	—	5,430千円	106,470円

管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 課長 44,400円 副課長 27,300円 主任保育士 25,000円	同じ	加算率	6,216千円	310,800円
宿日直手当	1回 4,400円	同じ	支給額	299千円	4,400円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料 月 額 等		
給料	村長	660,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 814,000円 / 457,500円	
	副村長	560,000円	651,000円 / 440,000円	
報酬	議長	285,000円	360,000円 / 171,000円	
	副議長	230,000円	320,000円 / 142,000円	
	議員	215,000円	300,000円 / 121,000円	
期末手当	村長 副村長	(令和6年度支給割合) 3.5月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.5月分		
退職手当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	給料月額×在職年数×520/100	1,373万円	任期毎
	備考	給料月額×在職年数×330/100	739万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

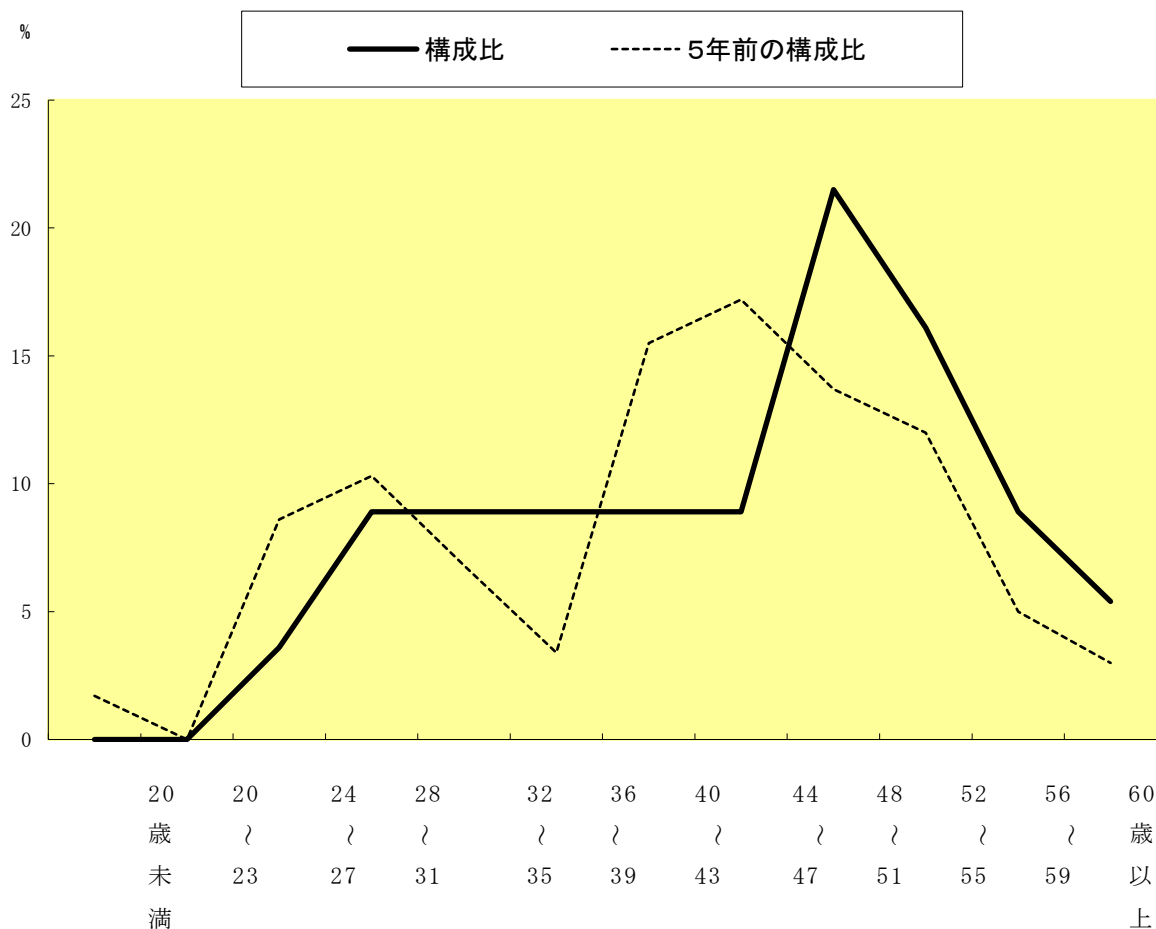
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会 計 部 門	一般行政 部門	議会	1	1	0	業務執行体制の見直し及び退職補充なしの為
		総務	15	14	▲1	
		税務	2	2	0	
		農水	3	2	▲1	
		商工	4	4	0	
土木		4	3	▲1		
民生	10	11	1			
衛生	3	3	0			
	計		42	40	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 336.7人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 227.58人)
	教育部門		8	7	1	業務執行体制の見直し
	消防部門		0	0	0	
	小計		50	47	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 395.6人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 265.35人)
公営 企 業 計 等 部 門	その他		9	9	0	
	小計		9	9	0	
合計			59 [94]	56 [94]	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 471.4人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	2人	5人	5人	5人	5人	5人	12人	9人	5人	3人	56人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	41	42	42	43	42	40	0 (0)
教育	8	9	9	7	8	7	0 (0)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0)
普通会計計	49	51	51	50	50	47	0 (0)
公営企業等会計計	9	9	9	8	9	9	△4 (△7.29)
総合計	58	60	60	58	59	56	△4 (△7.29)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。